

ところで、前掲した雨情の作品は、朝日新聞および毎日新聞・昭和五十四年五月八日付紙上で「昭和十一年六月」の作と見做して報じられたが、その時点で証拠とするべきものはなになかった。ところが翌日の毎日新聞では、南勢町教育委員会によるものとして、その題を「五ヶ所灣小唄」と言い、発表時期は「昭和六、七年ごろ、五ヶ所保勝会によって、野口雨情作詞・駒井一陽作曲でつくられた」とする記事を載せている。発表時の「五ヶ所灣小唄」の詞曲が伝存していたのである。そして、そこには細かな字で「絵画印刷工芸社・印行」と印刷されていたため、同社に問い合わせたところ、昭和十年五月に現在の社名に変更され、それ以前は絵画研究会との名称であったことが判明した。南勢町教育委員会が唯一の証拠として挙げた「五ヶ所灣小唄」の詞曲は昭和六、七年ごろの印刷物ではなく、明らかに昭和十年五月以降のものであったのである。そのことを幾度か手簡で言及したのであったが、ついに回答は得られなかった。

そこで、三重県総合教育センターに行き、当時の厩大な新聞記事をひとつひとつ調べていくことにしたのであるが、まさに気の遠くなるような作業のすえ、漸くにして新愛知・昭和十一年六月二十八日付に「五ヶ所小唄作詞に決定」という小さな記事を見出すことができたのである。さらには野口存彌氏が保管する雨情の絵葉書に、昭和十一年七月二十四日・桑名局の消印が認められ、「伊勢五ヶ所浦より」と記される一枚があり、ここにおいて雨情は昭和十一年七月二十四日前後の短時日、当地に滞留した事実が浮びあがったのであった。長文となったが、これが私のささやかな雨情研究への端緒をなす大きな誘因であり、原動力となったことに他ならない。その後、『定本 野口雨情』第五巻・地方民謡篇（未来社・昭和六十一年七月刊）の編集・解題を担当させていただいたことにより、雨情の詩の魅力にあらためて捉えられ、雨情への視座を更に確かなものにしたと考えるに至ったのである。

なお南勢町の文化協会会長であった今は亡き城者文雄氏、また宇田たづ氏等により、「野口雨情・詩の細道」として、町内の景勝地に十三基の雨情詩碑が建立された。その晩年、詩碑建立に心血を注ぎ奔走していた城者氏の、「昭和十一年七月と碑文に刻んでよろしいか」と筆者に問い掛けた言葉が、今も胸底ふかく刻まれている。また昭和五十七年六月十六日、雨情生誕百年記念として、「赤坂小梅